南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 髙 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を 令和4年6月24日午後2時15分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出 席 委 員 12名にしてその氏名は次のとおり

1番 髙橋 善一2番 髙橋 隆4番 黒澤 ちよ子5番 本間 仁一6番 青木 憲一7番 浅野 厚司8番 伊藤 圭一9番 神尾 篤志10番 朝倉 善則11番 鈴木 正徳12番 渡沢 寿13番 安達 芳紀

3. 欠席委員 1名にして氏名は次のとおり

3番 山岸 誠

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 安部 浩二

同 上 事務局長補佐 山内 美穂

同 上農地係長嶋貫信一郎

5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第10号 南陽市認定農業者の認定について

日程第5 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対す

る許可の可否について

日程第6 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見決定について

日程第7 議第23号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決

定について

日程第8 議第24号 南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に

関する指針の改正について

日程第9 承第2号 南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表

について

(開会:ときに午後2時20分)

6. 会議の要領 議長(髙橋会長) 令和4年6月17日付け南農委告示第8号をもって招集いたしま した、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。なお、本日欠席 する旨の届出があった委員は、3番 山岸誠委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長 (髙橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。 10番 朝倉善則委員、11番 鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 朝倉 善則 委員 11番 鈴木 正徳 委員

議長(髙橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は、本 日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……...異議なしの声………

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1 日限りと決しました。

議長(髙橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご 了承願います。

議長(髙橋会長) 日程第4 報第10号「南陽市認定農業者の認定について」を上程 いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年5月26日付け農第169号で、南陽市長から本委員会に対し、令和4年6月1日付けで4件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(髙橋会長) ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、報第10号は了承いただいたものと 認めます。 議長 (髙橋会長)

次に、日程第5 議第21号「農地法第3条の規定による許可申請 に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第21号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否 を決定くださるようお願い申し上げます

議長 (髙橋会長)

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を 求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第21号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計820㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

以上です。

議長 (髙橋会長)

ここで、議第21号の現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

議長(髙橋会長)

はじめに、1番の現地調査については、倉田健三推進委員より調査 していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

倉田推進委員から、6月20日に現地調査し、作付はされていませんが、草刈されており、周辺農地に影響がないことを確認したと、報告をいただきました。

議長(髙橋会長) 次に、2番の現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告 をお願いします。 4番 申請地は、全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認し (黒澤ちよ子委員) てきました。

議長(髙橋会長) お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することに ご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見 を求めます。質疑、意見はございませんか。

……異議なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

………全員举手………

議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(髙橋会長) 次に、日程第6 議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第22号「農地法第5条第1項の規定に よる許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げま

> 本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権 移転3件、使用貸借権設定3件の計6件の許可申請がありましたの で、提案するものであります。

> 関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(髙橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の 補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第22号について、ご説明申し上げま す。議案書は5ページになります。

> 1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん から、▲▲字▲▲ 外4筆 畑 合計1,363㎡ を所有権移転し、 駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。 嶋貫農地係長

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん から、▲▲字▲▲ 畑 82㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■さんが、▲ ▲ の■■■■= さんと▲ の■■■■さんから、<math>▲ ▲字 ▲ 外2筆 畑合計439㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、▲▲市の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 畑 256 m^2 を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、 許可要件を満たすと考えます。

6番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さん と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目田、現況畑 合計3,550㎡を、多機能拠点施設を建設するため、申請があったものです。

当該地は、原則転用できない第1種農地ではありますが、例外規定の都市との交流施設に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長(髙橋会長) ここで、議第22号 1番から6番までの全6件に係る現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

4番 (黒澤ちよ子委員)

6月17日に、私と、本間仁一委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条6件の現地調査を行いました。

すべて案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長(髙橋会長) お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」

第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。

よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(髙橋会長) それでは始めに、議第22号 6番の案件について、審議いたします。

ここで、2番 髙橋隆委員の退席を求めます。

……...髙橋隆委員退席………

議長(髙橋会長) これより本案件について、審議に入ります。本案件について、質疑、 意見を求めます

質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(髙橋会長) 本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の6番の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(髙橋会長) ここで、2番 髙橋隆委員の復席を求めます。

……...髙橋隆委員復席……..

議長(髙橋会長) 次に、議第22号 1番から5番までの5つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声………

議長(髙橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(髙橋会長) 本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の1番から5番までの5つの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員举手………

議長 (髙橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(髙橋会長)

次に、日程第7 議第23号「南陽市農用地利用集積計画の策定に 係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第23号「南陽市農用地利用集積計画の 策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年6月13日付け農第231号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、2件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(髙橋会長)

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

だ今提案されました、議第23号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は6~゚ージからで、9~゚ージにつきましては、総括表となっております。

所有権設定が2件で、計画面積が樹園地3,254.91となって おります。

10ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の樹園地925 m外2筆の合計1,145.91 mを所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さん に、▲▲字▲▲の樹園地2,109㎡を所有権移転するもので、移転 の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(髙橋会長)

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

議長 (髙橋会長)

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(髙橋会長) 本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長(髙橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(髙橋会長) 次に、日程第8 議第24号「南陽市農業委員会農地等の利用の最 適化に関する指針」の改正についてを上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第24号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について、提案理由を申し上げます。

本案の「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」は、「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、令和元年7月25日に制定したものでありますが、本指針では農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしているため、その改正についてご提案するものであります。

なお、この指針の改正案につきましては、先月開催の農地専門委員会及び本日開催の最適化推進会議において、委員の皆様から意見をいただき、取りまとめたものとなっております。

ご審議のうえ、決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(髙橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の

補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。

最適化指針は、農業委員会活動の長期的な目標を設定するもので、先ほど開催されました最適推進会議での説明のとおり、2032年まで10年間において、農地集積集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進について、数値目標と具体的な推進方法を定めるものです。前回、令和元年7月25日制定した指針について、3年ごとに委員改選期にあわせて、このたび見直し改正するもので、個別の説明については、推進会議で説明した内容ですので、省略させていただきます。以上です。

議長(髙橋会長) これより審議に入ります。 本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

質疑、讀

-8/10-

……なしの声……

議長(髙橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(髙橋会長) 本案件について、表決いたします。

> お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり決定する ことが妥当と認められる委員は、挙手願います。

> > ……全員挙手……

原案のとおり決定することが全員と認めます。 議長(髙橋会長)

よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長 (髙橋会長) 次に、日程第9 承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の 公表について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状 況等の公表について」の提案理由を申し上げます。

> 本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員 会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における 事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法 により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」及び「令和3年度の目標及 びその達成に向けた活動の点検・評価」について、記載のとおり、公 表を行うものであります。

ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(髙橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説 明を求めます。

ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。 山内事務局長補佐

> 農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長より説明があ ったとおりで、【担い手への集積状況、新規就農の支援、遊休農地発 生防止】などについての活動状況をまとめ、毎年、6月30日までに ホームページ上で公表をすることになっております。

> 先ほど、議第24号で係長から農地等の利用の最適化に関する指針 について説明がありましたが、それを受けて、令和4年度最適化活動 の目標の設定を行ったものが17ページの別紙様式1で、19ページ までになります。

> 目標の設定の内容については、先ほどの最適化推進会議でご説明し た内容と同じですので省略させていただきます。

> 次に、令和3年度の目標に対する活動の点検・評価については、20 ページの別紙様式2で、27ページまでになります。担い手への農地 の利用集積・集約化、農業経営の新規参入促進、遊休農地及び違反転 用への適正な対応等の事務等に関する点検内容になっております。

山内事務局長補佐 点検評価の内容

点検評価の内容についても、先ほどの最適化推進会議でご説明した 内容と同じですので省略させていただきます。

以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 (髙橋会長)

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長(髙橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長 (髙橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長 (髙橋会長)

原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長(髙橋会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年6月17日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会:ときに午後2時42分)